WI. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

43~45ページ「リスク管理の態勢」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

40~42ページ「コンプライアンスの態勢」をご参照ください。

3. 保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。) の合理性及び妥当性

当社では第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するために、保険業法施行規則第69条の規定 に従った責任準備金を積み立てるとともに、保険業法施行規則第80条の規定に従い責任準備金が健全な保険数 理に基づいて積み立てられていることを保険計理人によって確認しています。

また、第三分野保険の保険事故発生率に関する長期的な不確実性に対して、責任準備金の積立の適切性を確認するためにストレステストを実施し、将来の保険事故発生率が通常想定される範囲を超えて悪化した場合であっても、予め設定された保険事故発生率によってカバーされていることの検証を行っています。なお、ストレステストに使用する保険事故発生率等は、平成 10 年大蔵省告示第 231 号及び社内規程に基づき保険数理上適切な手法により設定しております。

当決算期においてストレステストを実施した結果、予め設定した予定保険事故発生率は、将来の保険事故発生率に係る十分なリスクをカバーしており、第三分野保険に係る責任準備金が、健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを確認しました。また、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める負債十分性テストの対象となる保険契約の区分はありませんでした。

4. 金融 ADR 制度について

27ページ「金融分野の裁判外紛争解決制度(金融 ADR 制度)」をご参照ください。

5. 個人データの保護について

46ページ「個人情報保護への対応」をご参照ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

41ページ「反社会的勢力への対応」をご参照ください。